第一項第六号	一時限	四時限（現にＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては、一時限）						
第一項第七号	三時限	七時限	中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者	教習にあっては、一時限	一時限に	減じた時限数）	前項	前項
			ＡＴ普通免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者を除く。）	教習にあっては四時限	四時限に	減じた時限数、現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては二時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、二時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）	第七項	次項
第三項	前項	別表第一第二号	別表第一第二号又は別表第二第二号若しくは第三号	行うものとする	行うものとし、当該無線指導装置による教習の教習時間は、別表第一第二号に掲げる事項に係る教習にあっては一時限、別表第二第二号又は第三号に掲げる事項に係る教習にあっては三時限（現にＡＴ普通免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては、一時限）を超えないこと		
前項	前項	行うものとする						